

登記完了予定日

(毎日午前9時30分頃更新します。)

申請日		庁名	本局							大洲支局		西条支局		四国中央支局		今治支局		宇和島支局		砥部出張所	
			本局		大洲支局		西条支局		四国中央支局		今治支局		宇和島支局		砥部出張所						
6月24日 (月)	不動産	権利	6月28日 (金)	6月27日 (木)	6月26日 (水)	6月26日 (水)	6月28日 (金)	6月27日 (木)	6月27日 (木)	6月27日 (木)											
		表示	7月1日 (月)	6月27日 (木)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月27日 (木)	6月27日 (木)	6月27日 (木)	6月27日 (木)											
	商業・法人	7月3日 (水)																			
6月25日 (火)	不動産	権利	7月1日 (月)	6月28日 (金)	6月27日 (木)	6月27日 (木)	7月1日 (月)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)
		表示	7月2日 (火)	6月28日 (金)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)	6月28日 (金)
	商業・法人	7月4日 (木)																			
6月26日 (水)	不動産	権利	7月2日 (火)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	6月28日 (金)	7月2日 (火)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)
		表示	7月3日 (水)	7月1日 (月)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)	7月1日 (月)
	商業・法人	7月5日 (金)																			
6月27日 (木)	不動産	権利	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月2日 (火)	7月1日 (月)	7月3日 (水)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)
		表示	7月4日 (木)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)	7月2日 (火)
	商業・法人	7月8日 (月)																			
6月28日 (金)	不動産	権利	7月4日 (木)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月2日 (火)	7月4日 (木)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)
		表示	7月5日 (金)	7月3日 (水)	7月4日 (木)	7月4日 (木)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)	7月3日 (水)
	商業・法人	7月9日 (火)																			

【注意事項】必ずお読み下さい。

- ◆ 次の場合には、登記の完了が予定日の翌日以降になることがあります。
 - 登記申請に不備（補正）がある場合
 - 土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
 - 不動産登記で登記識別情報又は登記済証の添付がなく、本人確認のための事前通知を要する場合
 - 商業・法人登記で管轄が異なる登記所へ本店（主たる事務所）を移転する場合
 - 登記申請の内容（複雑・大量等）により処理に時間を要する場合

※ 郵便等により登記申請をされた場合は、申請書が法務局に配達された日が登記申請日となります。
 ※ オンラインにより登記申請をされ、添付情報を郵送又は持参された場合は、当該情報が法務局に到達した後、速やかに審査を行うこととなりますので、当該情報が到達した日によっては、オンラインによる申請日に対応する登記完了予定日に登記が完了しないことがあります。